

高松市新北消防署（仮称）建設に伴う構造検討業務委託

検 討 業 務 委 託 仕 様 書

高松市 消防局 総務課

令和8年度

I 業務種別 検討業務（構造）

II 業務概要

1. 業務名称 高松市新北消防署（仮称）建設に伴う構造検討業務委託

2. 計画施設概要

- (1) 施設の名称 高松市新北消防署（仮称）  
(2) 敷地の場所 高松市 観光通一丁目 地内  
(3) 施設の用途 消防署

3. 検討と条件

(1) 委託期間

契約締結日から令和9年2月19日までとする。

※ただし、敷地調査結果に関する報告書は令和8年10月2日までに提出し、工事費概算書については令和9年1月15日までに提出すること。

(2) 敷地の条件

- a. 敷地面積 約2,379㎡（施設台帳による）  
b. 用途地域等 商業地域（建蔽率80%、容積率600%）、準防火地域

(3) 施設の条件

a. 構造・階数・延べ面積・必要諸室

消防署：鉄筋コンクリート造 4階建（高さ約22m） 約3,700㎡  
附属棟：鉄骨造 2階建 約200㎡

【消防署】ホール、車両車庫（17台）、出動準備室、消毒室、除染シャワー室、資器材庫、防災倉庫、仮眠室、洗面・脱衣・浴室、独立シャワーブース、更衣室、リネン室、多目的室、倉庫、各事務室、書庫、会議室、署長室、厨房・食堂・休憩室、多目的便所、EV、階段室、訓練施設 等

【附属棟】水防倉庫、油庫、充てん室、車庫、駐輪場 等

b. 耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（平成25年3月29日）による、耐震安全性の分類は次のとおりとする。

- 1) 構造体 I 類（重要度係数1.5（目標値））  
2) 建築非構造部材 A 類  
3) 建築設備 甲 類

- c. 参考図 ・無 有（ ・原図 CAD（平面プラン） ・製本 ）  
（ ・建築図（総合） ・建築図（構造） ・電気設備図  
・機械設備図 ）  
（ ・計画図（Step 図） ・ ）

III 構造検討 業務仕様

1. 管理技術者等

- (1) 業務の遂行に当たっては、構造検討しようとする施設の目的を十分に把握し、良質な建築物が実現できるよう適切な人員を配置すること。  
(2) 管理技術者は、構造設計一級建築士とする。  
(3) 主任技術者は、一級建築士、技術士（業務に該当する部門）又は、下記の実務経験（建築士法

施行規則第1条の2に定める内容をいう。)を有すること。

・18年以上 ・13年以上 ・8年以上 5年以上

(4) 管理技術者及び担当者(発注者と主に連絡を取り、設計内容を把握する者)は、他の担当業務との関係において、本業務を優先できる状況にある者であること。

(5) 主任技術者及び担当者(以下「技術者」という。)は、本業務への適格性を有するものとして、新築、増築、改築又は改修等に係る設計の経験を有する者を配置しなければならない。なお、配置に当たっては、あらかじめ経歴、従事経験等を書面により発注者に提出し、承諾を得ること。また、配置後において、発注者が、当該技術者の適格性又は経験等に欠けると認めるときには、技術者の交代を求めることができる。

(6) 管理技術者、主任技術者及び担当者は、受注者が3か月以上直接雇用している者であること。

(7) 上記(2)及び(3)の管理技術者及び主任技術者については、兼務を不可とする。

## 2. 業務の内容

(1) 高松市が提示する平面プランにおいて、別途発注している地質調査結果を考慮した構造検討を行い、構造計画について、複数案提出すること。

(2) 標準業務内容は、検討業務委託参考資料による。なお、設計意図伝達業務は含まないものとする。

(3) その他の業務内容は、次による。印のついたものを適用する。

・透視図作成	種類	(・鳥瞰図 面 ・外観 面 ・内観 面)
	判の大きさ	(・A3 ・A2 ・ )
	枚数	(・原図各 枚 ・複製図 枚)
	額の有無	(・有 ・無)
	額の材質	(・アルミ ・ )
・模型製作	縮尺	(・S: / )
	主要材料	(・プラスチック着色 ・ )
	ケースの有無	(・有 ・無)
	ケースの材質	(・アクリル ・ )

・計画通知関係図書の作成及び手続業務(事前協議、構造計算・建築物エネルギー消費性能適合性判定申請の手続を含む。ただし、申請手数料は除く。)

・開発行為等に関する図書の作成及び手続業務

・盛土規制法による許可又は届出に関する図書の作成及び手続業務

・防災計画関係図書の作成

・ZEB 導入検討報告書(・ZEB Ready ・ZEB Oriented ・ )

・省エネルギー関係計算書の作成

・コスト縮減検討報告書の作成

・景観条例に係る申請書作成及び手続業務

・リサイクル計画書の作成

・ライフサイクルコスト、中長期修繕計画の方針の検討、作成業務

・シックハウス計算書及び検討書

・設計VE関係資料

・香川県福祉のまちづくり条例による必要な図書の作成及び提出

### 敷地調査

水準測量：12点前後の測量(敷地と隣地・道路の関係を含む)

・地質調査

ボーリング調査( m× か所)、標準貫入試験、不攪乱資料採取、孔内水平載荷試験、

現場透水試験、室内土質試験など、構造計画・構造計算に必要な調査を行い、報告書・土質サンプルを提出すること。また、現場作業終了後は試験孔を埋め戻し、片付けを行うこと。

- ・木材使用量調書の作成
- ・地元自治会等説明会の参加及び資料の作成
- ・その他建設に必要な関係法令及び条例に基づく申請手続

○意匠設計及び地質調査等の関連業務との調整

### 3. 業務の実施

#### (1) 一般事項

- a. 構造検討業務は、提示された設計と条件、基本構想、基本計画、適用基準等によって行うこと。
- b. 業務の実施に当たっては、業務計画書を提出し、発注者と十分な連絡を保つこと。
- c. 検討業務で協力事務所を使用する場合は、発注者と協議し、承諾を受けること。

#### (2) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに打合せ簿を作成し、発注者に提出すること。

- a. 契約直後
- b. 設計と条件、基本計画図書、現地調査等に基づき設計方針を決定する段階
- c. 発注者又は管理技術者が必要と認めたとき
- d. その他打合せを必要とするとき

#### (3) 適用基準等

特記無き場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

##### a. 共通

- 官庁施設の基本的性能基準（令和6年改定）
- 営繕事業のプロジェクトマネジメント要領（平成25年改定）
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年制定）
- 官庁施設の総合耐震診断・改修基準（平成8年制定）
- 木造計画・設計基準（令和7年改定）
- 木造計画・設計基準の資料（令和7年改定）
- 官庁施設の環境保全性基準（令和7年改定）
- 官庁施設の防犯に関する基準（平成21年制定）
- 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（平成18年制定）
- 建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）
- 公共建築工事標準単価積算基準（令和7年改定）
- 公共建築工事共通費積算基準（令和7年改定）
- 公共建築工事積算基準（令和5年版）

##### b. 建築

- 建築工事設計図書作成基準（令和2年改定）
- 建築工事設計図書作成基準の資料（令和2年改定）
- 建築設計基準（令和6年改定）
- 建築設計基準の資料（令和6年改定）
- 建築構造設計基準（令和3年改定）
- 建築構造設計基準の資料（令和3年改定）
- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）
- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）

公共建築木造工事標準仕様書（令和４年版）  
建築工事標準詳細図（令和４年改定）  
構内舗装・排水設計基準（平成２７年制定）  
敷地調査共通仕様書（令和４年改定）  
地質・土質調査業務共通仕様書（案）（令和７年改定）

c. 建築積算

公共建築工事積算基準の解説（建築工事編）（令和５年版）  
公共建築数量積算基準・同解説（令和５年版）  
公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）（令和５年改定）

d. 設備

公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和４年版）  
公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（令和４年版）  
公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和４年版）  
公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和４年版）  
公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（令和４年版）  
公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和４年版）  
建築設備計画基準（令和６年版）  
建築設備設計基準（令和６年版）  
建築設備設計計算書作成の手引（令和６年版）  
建築設備耐震設計・施工指針（２０１４年版）  
雨水利用・排水再利用設備計画基準・同解説（平成２８年版）

e. 設備積算

公共建築工事積算基準の解説（設備工事編）（令和５年版）  
公共建築設備数量積算基準・同解説（令和６年版）  
公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）（令和５年改定）

f. その他

関係法令及び条例等  
香川県福祉のまちづくり条例  
香川県雑用水利用促進指導要綱  
高松市節水・循環型水利用の推進に関する要綱等

(5) 不当要求行為の排除対策

受注者は、「高松市発注建設工事等の契約に係る暴力団等排除措置要綱」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

a. 暴力団等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）、暴力団関係者（暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同法第２条第１号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）その他不当要求行為を行う全ての者をいう。以下「暴力団等」という。）から不当要求行為（不当又は違法な要求その他この契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。以下「不当要求行為」という。）を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

b. 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに発注者に報告するととも

に、所轄の警察署に被害届を提出すること。

- c. 受注者の協力者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、受注者に報告するよう協力者を指導すること。また、協力者から報告を受けたときは、発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(6) 適正な労働条件の確保

労働基準法や労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守し、適正な労働条件の確保に努めること。

(7) 公正な職務の執行の確保

売買、貸借、請負その他の契約を発注者との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、発注者の内部公益通報制度により通報することができる。(同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出(原則として提出者の氏名を明らかにする必要がある)⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com 書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会)

※ 発注者の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則(いずれも総務局コンプライアンス推進課所管)は、契約監理課ホームページに掲載しています。

4. 成果品

(1) 原本等

- a. 白焼 A3判二つ折り(製本 文字入 スケール表記)・・・2部  
図面CADデータ・電子データも併せて提出する。
- b. その他 A4判又はA3判程度でファイリングする。

構造検討業務

内 容	要 否	提出部数	
		電子データ及び原本	複本
業務計画書	○	1	—
基本構造計画説明書	○	1	—
構造計画概要書(各伏図、軸組図、その他必要図面)	○	1	—
仕様概要書	○	1	—
工事費概算書	○	1	—
工事工程表(構造に関する部分)	○	1	—
打合せ簿	○	1	—
構造計画検討書及び比較表	○	1	—
敷地調査結果に関する報告書	○	1	—